

附属書三（第三章関係） 品目別規則

第一編 一般的注釈

- 1 この附属書に定める品目別規則の適用上、
 - (a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
 - (b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
 - (c) 関税分類の変更及び特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原産材料についてのみ適用する。
 - (d) 次の定義を適用する。
 - (i) 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - (ii) 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - (iii) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
 - (iv) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

2 この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

第二編 品目別規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一―〇一・〇六

第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一―〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

注釈 第三類のシュリンプ及びプローン（リトペナエウス・バナメイ）、フラウンダー（パラリ

クテイス・アドスペルス）、ハリバット（レインハルドテイウス・ヒポグロソイデス、ヒ

ポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）並びにティラピア（オレオク
ロミス属のもの）への適用上、これらの産品が稚魚又は幼生の段階で輸入されるものであつ
て次の要件を満たす場合には、当該産品への関税分類の変更を必要としない。

(a) シュリンプ及びプローン（リトペナエウス・バナメイ）については、非原産材料である
稚魚又は幼生の個体の体長が、輸入の時点において一・五センチメートルを超えず、か
つ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも二箇月間成育されること。

(b) フラウンダー（パラリクティス・アドスペルス）については、非原産材料である稚魚
又は幼生の個体の体長及び重量が、輸入の時点においてそれぞれ十センチメートル及び十
五グラムを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育さ
れること。

(c) ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス
及びヒポグロスス・ステノレピス）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の
体長及び重量が、輸入の時点においてそれぞれ十五センチメートル及び二十グラムを超え

ず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育されること。

(d) ティラピア（オレオクロミス属のもの）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の重量が、輸入の時点において五グラムを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育されること。

〇三・〇一―〇三・〇七

第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

〇四・〇一―〇四・一〇

第〇四・〇一項から第〇四・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

〇五・〇一―〇五・一一

第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）

注釈 締約国において栽培される農産品及び園芸産品は、種、りん茎、根茎、挿穂、接ぎ穂その他の輸入された植物の部分から栽培された場合であっても、当該締約国の原産品とする。

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

〇六・〇一―〇六・〇四	第〇六・〇一項から第〇六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

〇七・〇一―〇七・一四	第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

〇八・〇一―〇八・一四	第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

<p>○九〇一・一一一〇九〇四・一二 ○九〇四・二〇 ○九〇五・〇〇一〇九一〇・三〇 ○九一〇・九一 ○九一〇・九九</p>	<p>第〇九〇一・一一号から第〇九〇四・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第〇九〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。） 第〇九〇五・〇〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第〇九一〇・九一号の産品への他の号の材料からの変更（第〇九〇四・二〇号の材料からの変更を除く。） 第〇九一〇・九九号の産品への他の号の材料からの変更</p>
--	--

第一〇類 穀物

<p>一〇・〇一一〇・〇八</p>	<p>第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
-------------------	--

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

<p>一一・〇一</p>	<p>第一一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類の材料からの変更を除</p>
--------------	---

一一〇二・一〇	第二一〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇二・二〇	第二一〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇二・九〇―一二〇三・一一	第二一〇二・九〇号又は第一一〇三・一一号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇三・一三	第二一〇三・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇三・一九―一二〇三・二〇	第二一〇三・一九号又は第一一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇四・一二	第二一〇四・一二号の産品への他の項の材料からの変更
一一〇四・一九	第二一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇四・二二	第二一〇四・二二号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇四・二三	第二一〇四・二三号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇四・二九	第二一〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇四・三〇	第二一〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一・〇五	第一一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一〇六・一〇	第二一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

一一〇六・二〇	第一一〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七・一四項の材料からの変更を除く。）
一一〇六・三〇	第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一〇七・一〇―一二〇八・一一	第一一〇七・一〇号から第一一〇八・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇八・一二	第一一〇八・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇八・一三―一二〇八・二〇	第一一〇八・一三号から第一一〇八・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一・〇九	第一一・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第二二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一一・〇一―一二・一四	第一二・〇一―一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---------------------------------

第二三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

--	--

一三・〇一―一三・〇二

第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一―一四・〇四

第一四・〇一項又は第一四・〇四項の産品への他の類の材料からの変更

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五

類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・〇八

第一五・〇一項から第一五・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

一五・〇九―一五・一〇

第一五・〇九項又は第一五・一〇項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

一五・一一

第一五・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

一五二二・一一―一五二三・一一

第一五二二・一一号から第一五二三・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

一五二三・一九	第一五二三・一九号の産品への他の号の材料からの変更
一五二三・二一一一五二六・一〇	第一五二三・二二一号から第一五二六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一五一六・二〇	第一五二六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
一五・一七一五・一八	第一五・一七項又は第一五・一八項の産品への他の類の材料からの変更
一五・二〇	第一五・二〇項の産品への他の項の材料からの変更
一五・二一一一五・二二	第一五・二二項又は第一五・二二項の産品への他の類の材料からの変更

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六・〇一一一六・〇三	第一六・〇一項から第一六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一一一六〇四・一四	第一六〇四・一一一四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一五一六〇四・二〇	第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一七類 糖類及び砂糖菓子

<p>一六〇四・三〇</p> <p>一六〇五・一〇―一六〇五・二〇</p> <p>一六〇五・三〇</p> <p>一六〇五・四〇</p> <p>一六〇五・九〇</p>	<p>第一六〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一六〇五・一〇号又は第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第一六〇五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一六〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第一六〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一七〇一</p> <p>一七〇二・一一―一七〇二・一九</p> <p>一七〇二・二〇―一七〇二・九〇</p> <p>一七〇三</p>	<p>第一七〇一―一七〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四〇一項から第四〇四項までの各項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一七〇二・二〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第一七〇三―一七〇四号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）</p>

一七〇四・一〇
一七〇四・九〇

第一七〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
第一七〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五
一八〇六・一〇
一八〇六・二〇―一八〇六・九〇

第一八・〇一項から第一八・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一八〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
第一八〇六・二〇号から第一八〇六・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの
変更

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九〇一・一〇―一九〇一・二〇
一九〇一・九〇

第一九〇一・一〇号又は第一九〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
第一九〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九〇一・九〇号の産品への関税分
類の変更を必要としない。）。
第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、

一九・〇二
一九・〇三

<p>一九〇四・一〇―一九〇五・三一 一九〇五・三二 一九〇五・四〇 一九〇五・九〇</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第一九〇四・一〇号から第一九〇五・三一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第一九〇五・三二号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一九〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第一九〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	--

第二〇類 野菜、果実、ナツトその他植物の部分の調製品

<p>二〇〇一・一〇 二〇〇一・九〇 二〇・〇二―二〇・〇五</p>	<p>第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二〇・〇二項から第二〇・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）</p>
--	--

二〇〇六・〇〇一―二〇〇七・一〇	第二〇〇六・〇〇号又は第二〇〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇七・九一―二〇〇七・九九	第二〇〇七・九一号又は第二〇〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・一一	第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更
二〇〇八・一九―二〇〇八・六〇	第二〇〇八・一九号から第二〇〇八・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・七〇	第二〇〇八・七〇号の産品への他の類の材料からの変更
二〇〇八・八〇	第二〇〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九一	第二〇〇八・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九二―二〇〇八・九九	第二〇〇八・九二号又は第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・一一―二〇〇九・四九	第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・五〇	第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・六一―二〇〇九・七九	第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・七九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・八〇一・二〇〇九・九〇

第二〇〇九・八〇号又は第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二二類 各種の調製食料品

二二〇一・一一一・二二〇一・一二

第二二〇一・一一号又は第二二〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第九類の材料からの変更を除く。）

二二〇一・二〇

第二二〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。）

二二〇一・三〇一・二二〇三・一〇

第二二〇一・三〇号から第二二〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

二二〇三・二〇

第二二〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

二二〇三・三〇

第二二〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更

二二〇三・九〇

第二二〇三・九〇号のインスタントカレーその他のカレー調製品への他の号の材料からの変更

第二二〇三・九〇号のマヨネーズ又はフレンチドレッシング及びサラダドレッシングの原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二一〇三・九〇号のマヨネーズ又はフレンチドレッシング及びサラダドレッシングへの関税分類の変更を必要としない。）。

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

<p>二二〇四・一〇一―二二〇六・一〇 二二〇六・九〇</p>	<p>第二二〇三・九〇号のその他の製品への他の項の材料からの変更又は、当該その他の製品の原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二二〇三・九〇号のその他の製品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二二〇四・一〇号から第二二〇六・一〇号までの各号の製品への他の類の材料からの変更 原産資格割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>二二〇一・一〇一―二二〇二・一〇 二二〇二・九〇 二二〇三 二二〇四―二二〇六 二二〇七 二二〇八・二〇一―二二〇八・三〇</p>	<p>第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の製品への他の類の材料からの変更 第二二〇二・九〇号の炭酸飲料への他の類の材料からの変更 第二二〇二・九〇号のその他の製品への他の類の材料からの変更及び当該その他の製品の原産資格割合が四十パーセント以上であること。 第二二〇三項の製品への他の項の材料からの変更 第二二〇四項から第二二〇六項までの各項の製品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） 第二二〇七項の製品への他の類の材料からの変更 第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の製品への他の項の材料からの変更</p>

<p>二二〇八・四〇―一二二〇八・六〇</p>	<p>(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>二二〇八・七〇</p>	<p>第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>二二〇八・九〇</p>	<p>第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>二二・〇九</p>	<p>第二二〇八・九〇号の合成清酒又は白酒への他の項の材料からの変更及び当該合成清酒又は白酒の原産資格割合が四十パーセント以上であること。 第二二〇八・九〇号の飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分がパーセント未満のものに限る。)への他の項の材料からの変更(第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)</p>
	<p>第二二〇八・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)</p>
	<p>第二二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八
二三・〇九

二三・〇一―二三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇
二四〇一・三〇
二四・〇二―二四・〇三

第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五・〇一
二五〇二・〇〇―二五二五・二〇

第二五・〇一―二五二五・二〇項の産品への他の類の材料からの変更
第二五〇二・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項
以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二五〇二・〇〇号から第二五二五・
二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

<p>二五・二五・三〇 二五・二六一二五・三〇</p>	<p>第二五・二五・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第二五・二六項から第二五・三〇項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二五・二六項から第二五・三〇項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---------------------------------	---

第二六類 鋳石、スラグ及び灰

<p>二六・〇一―二六・一七 二六・一八一―二六・二二</p>	<p>第二六・〇一―二六・一七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二六・〇一―二六・一七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二六・一八項から第二六・二二項までの各々の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
-------------------------------------	--

第二七類 鋳物性燃料及び鋳物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鋳物性ろう

注釈 第二七・一〇項の適用上、

- (a) 「常圧蒸留工程」とは、蒸留塔において原油を石油留分に分離する工程であつて、沸点に依じて異なる石油留分に分離液化するものをいう。
- (b) 「減圧蒸留工程」とは、常圧より低い気圧で行われる蒸留工程（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。）をいう。

<p>二七〇一・一一―二七〇一・一九</p>	<p>第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
<p>二七〇一・二〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二七〇二・一〇―二七〇二・二〇</p>	<p>第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二七・〇三―二七・〇六</p>	<p>第二七〇二・一〇号若しくは第二七〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇二・一〇号又は第二七〇二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二七・〇三項から第二七・〇六項までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七・〇三項から第二七・〇六項ま</p>

<p>二七〇七・一〇―二七〇九・〇〇</p> <p>二七〇一・一一―二七〇二・一九</p> <p>二七〇〇・九一―二七〇一・九九</p> <p>二七一・一一―二七一二・九〇</p> <p>二七・一三一―二七・一五</p>	<p>での各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二七〇七・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二七〇七・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二七〇一・一一号若しくは第二七〇一・一九号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること又は、</p> <p>締約国において常圧蒸留工程若しくは減圧蒸留工程を経ること。</p> <p>第二七〇〇・九一号又は第二七〇一・九九号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p> <p>第二七一・一一号から第二七一二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二七一・一一号から第二七一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二七・一三項から第二七・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
--	--

第六部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品(第二八類から第三八類まで)

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

<p>二八〇一・一〇一―二八〇一・三〇</p>	<p>第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
<p>二八・〇二―二八・〇三</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二八・〇二項若しくは第二八・〇三項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・〇二項又は第二八・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二八〇四・一〇一―二八〇五・四〇</p>	<p>第二八〇四・一〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
<p>二八〇六・一〇一―二八〇六・二〇</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八〇四・一〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二八〇六・一〇号若しくは第二八〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
<p>二八・〇七</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇六・一〇号又は第二八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二八・〇八</p>	<p>第二八・〇七項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第二八・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>

二八〇九・一〇―二八〇九・二〇	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八一・一〇	<p>第二八〇九・一〇号若しくは第二八〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
二八一・一〇	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八〇九・一〇号又は第二八〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八一・一一―二八一四・二〇	<p>第二八・一〇項の産品への他の類の材料からの変更 第二八一・一一号から第二八一四・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
二八一五・一一	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一・一一号から第二八一四・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八一五・一一	<p>第二八一五・一一号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
二八一五・一一	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一五・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八一五・二〇―二八一五・三〇	<p>第二八一五・一二号の産品への他の類の材料からの変更 第二八一五・二〇号若しくは第二八一五・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
二八一六・一〇―二八一六・四〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一五・二〇号又は第二八一五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八一六・一〇―二八一六・四〇	<p>第二八一六・一〇号若しくは第二八一六・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>

二八・一七

二八一八・一〇―二八二一・二〇

二八・二二―二八・二三

二八二四・一〇

二八二四・九〇―二八二五・四〇

二八二五・五〇

二八二五・六〇―二八二五・九〇

は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一六・一〇号又は第二八一六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・一七項の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・一七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八一八・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一八・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・二二項若しくは第二八・二三項の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・二二項又は第二八・二三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八二四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二八二四・九〇号から第二八二五・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八二四・九〇号から第二八二五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八二五・五〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二八二五・六〇号から第二八二五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの

二八二六・一二二八三七・二〇	<p>変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八二五・六〇号から第二八二五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二八二六・一二号から第二八三七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八二六・一二号から第二八三七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八・三九	<p>第二八・三九項の産品への他の類の材料からの変更 第二八四〇・一一号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八四〇・一一号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八・四七―二八・四八	<p>第二八・四七項若しくは第二八・四八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・四七項又は第二八・四八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八四九・一〇―二八四九・九〇	<p>第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二八・五〇―二八・五三	<p>第二八・五〇項から第二八・五三項までの各号の産品への他の項の材料からの変更又</p>

第二九類 有機化学品

	<p>は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・五〇項から第二八・五三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二九〇一・一〇一―二九〇三・六九 二九・〇四 二九〇五・一一―二九〇五・四二</p>	<p>第二九〇一・一〇号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二九・〇四項の産品への他の類の材料からの変更 第二九〇五・一一号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇五・一一号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二九〇五・四三号又は第二九〇五・四四号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第一二類又は第一七類の材料からの変更を除く。） 第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
<p>二九〇五・四三―二九〇五・四四 二九〇五・四五―二九〇五・五九</p>	

二九〇六・一一	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇六・一二―二九一二・六〇	第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変更を除く。）
二九・一三	第二九〇六・一二号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一四・一一―二九一四・一九	第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一四・二二	第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一四・二三―二九一八・一三	第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九一八・一四―二九一八・一五
二九一八・一六―二九二二・四一

第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への他の項の材料からの変更
第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

二九二二・四二

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九二二・
四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九二二・四三―二九二三・一〇

第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更
第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

二九二三・二〇

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二三・
一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九二三・九〇―二九二四・二四

第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

二九二四・二九

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・
二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九二五・一一―二九二六・九〇

第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更
第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二五・一一号から第二九二六・
九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・二七―二九・二八

第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の
産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九二九・一〇―二九二九・九〇

第二九二九・一〇号若しくは第二九二九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又
は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二九・一〇号又は第二九二九・
九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九三〇・二〇―二九三〇・五〇

第二九三〇・二〇号から第二九三〇・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三〇・二〇号から第二九三〇・
五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九三〇・九〇

第二九三〇・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類又は第三八類の材料
からの変更を除く。）

二九・三一

第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・三一項の産品への関税分類の
変更を必要としない。）。

二九三二・一一―二九三四・九九

第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三二・一一号から第二九三四・
九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・三五

第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・三五項の産品への関税分類の
変更を必要としない。）。

二九三六・二一一二九三八・一〇

第二九三六・二一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

二九三八・九〇

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三六・二一一号から第二九三八・
一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九三九・一一一二九三九・九九

第二九三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

二九・四〇

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三九・一一号から第二九三九・
九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九四一・一〇一二九四一・九〇

第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更
を除く。）
第二九四一・一〇一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの
変更又は、

二九・四二

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九四一・一〇一〇号から第二九四一・
九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・四二項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・四二項の産品への関税分類の

第三〇類 医療用品

変更を必要としない。)

三〇・〇一―三〇・〇三

第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること(第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)

三〇・〇四

第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更(第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。)又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること(第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

三〇〇五・一〇―三〇〇六・九一

第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・九一号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること(第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

三〇〇六・九二

第三〇〇六・九二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

第三二類 肥料

<p>三二・〇一 三二〇二・一〇―三二〇五・九〇</p>	<p>第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
----------------------------------	---

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

<p>三二〇一・一〇―三二〇一・二〇 三二〇一・九〇</p>	<p>第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三二〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
------------------------------------	--

<p>三三二・〇二一―三三二・〇七</p> <p>三三二・〇八一―三三二・一〇</p> <p>三三二・一一一―三三二・一五</p>	<p>第三三二・〇二項から第三三二・〇七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三三二・〇二項から第三三二・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三二・〇八項から第三二・一〇項までの各々の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第三二・一一項から第三二・一五項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二・一一項から第三二・一五項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三三三〇一・一二一―三三三〇一・一九</p> <p>三三三〇一・二四一―三三三〇一・二五</p> <p>三三三〇一・二九一―三三三〇七・九〇</p>	<p>第三三三〇一・一二号から第三三三〇一・一九号までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三三三〇一・一二号から第三三三〇一・一九号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三三三〇一・二四号又は第三三三〇一・二五号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第三三三〇一・二九号から第三三三〇七・九〇号までの各々の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p>

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三三〇一・二九号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

三四・〇一

第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三四〇二・一一―三四〇二・九〇

第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三四・〇三―三四・〇七

第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、こう膠着剤及び酵素

<p>三五〇一・一〇―三五〇一・九〇 三五〇二・一一―三五〇二・一九 三五〇二・二〇―三五〇二・九〇 三五・〇三―三五・〇五 三五・〇六―三五・〇七</p>	<p>第三五〇一・一〇号又は第三五〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。） 第三五〇二・二〇号又は第三五〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各々の産品への他の項の材料からの変更 第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

<p>三六・〇一―三六・〇六</p>	<p>第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	---

第三七類 写真用又は映画用の材料

三七・〇一―三七・〇七

第三七・〇一―三七・〇七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、
 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三七・〇一―三七・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八類 各種の化学工業生産品

三八〇一・一〇―三八〇五・一〇

第三八〇一・一〇―三八〇五・一〇号までの各々の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇―三八〇五・一〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇五・九〇

第三八〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

三八〇六・一〇―三八〇六・二〇

第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・

三八〇六・三〇	二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
三八〇六・九〇―三八〇七・〇〇	第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八〇八・五〇―三八〇八・九九	第三八〇六・九〇号若しくは第三八〇七・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること(第三八〇六・九〇号又は第三八〇七・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
三八〇九・一〇	第三八〇八・五〇号から第三八〇八・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八〇八・五〇号から第三八〇八・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
三八〇九・九一―三八一八・〇〇	第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更(第一類又は第三五類の材料からの変更を除く。)
三八・一九	第三八〇九・九一号から第三八一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること(第三八〇九・九一号から第三八一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
三八二〇・〇〇―三八二四・五〇	第三八・一九項の産品への他の項の材料からの変更 第三八二〇・〇〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること(第三八二〇・〇〇号から第三八二四・

<p>三八二四・六〇</p> <p>三八二四・七一―三八二四・九〇</p> <p>三八・二五</p>	<p>五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更(第一七・〇二項の材料からの変更を除く。)</p> <p>第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること(第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第三八・二五項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
--	--

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品(第三九類及び第四〇類)

第三九類 プラスチック及びその製品

<p>三九〇一・一〇―三九〇九・五〇</p> <p>三九・一〇</p>	<p>第三九〇一・一〇号から第三九〇九・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること(第三九〇一・一〇号から第三九〇九・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第三九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
-------------------------------------	---

<p>三九一・一〇―三九一三・九〇</p> <p>三九一・一四―三九・二六</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九一・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三九一・一〇号から第三九一三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九一・一〇号から第三九一三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三九一・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九一・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	---

第四〇類 ゴム及びその製品

<p>四〇・〇一―四〇・〇三</p> <p>四〇・〇四</p>	<p>第四〇・〇一項から第四〇・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四〇・〇一項から第四〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第四〇・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
---------------------------------	--

<p>四〇・〇五―四〇・一七</p>	<p>第四〇・〇五項から第四〇・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四〇・〇五項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	---

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

<p>四一・〇一―四一・一五</p>	<p>第四一・〇一項から第四一・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

<p>四二・〇一―四二・〇六</p>	<p>第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一―四三・〇四

第四三・〇一項から第四三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一―四四・一三
四四・一四―四四・二一

第四四・〇一項から第四四・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第四四・一四項から第四四・二一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第四五類 コルク及びその製品

四五・〇一―四五・〇四

第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

<p>四六〇一・二一―四六〇一・二二</p>	<p>第四六〇一・二二号若しくは第四六〇一・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四六〇一・二一号又は第四六〇一・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>四六〇一・二九</p>	<p>第四六〇一・二九号の産品への他の類の材料からの変更（第一四〇一・九〇号のいぐさ（ユンクス・エフスス）からの変更を除く。）</p>
<p>四六〇一・九二―四六〇一・九三</p>	<p>第四六〇一・九二号若しくは第四六〇一・九三号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四六〇一・九二号又は第四六〇一・九三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>四六〇一・九四</p>	<p>第四六〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更（第一四〇一・九〇号のいぐさ（ユンクス・エフスス）からの変更を除く。）</p>
<p>四六〇一・九九―四六〇二・九〇</p>	<p>第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

<p>四七・〇一―四七・〇六 四七・〇七</p>	<p>第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四七・〇七項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
------------------------------	--

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

<p>四八・〇一―四八・二三</p>	<p>第四八・〇一項から第四八・二三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四八・〇一項から第四八・二三項ま</p>
--------------------	---

での各項の産品への関税分類の変更を必要としない。

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一

第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六二類まで）

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一

第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更

五〇・〇二―五〇・〇三

第五〇・〇二項又は第五〇・〇三項の産品への他の項の材料からの変更

五〇・〇四―五〇・〇六

第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五〇・〇七

第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

<p>五二・〇一―五二・〇五 五二・〇六一五二・一〇</p>	<p>第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・一一―五二・二三</p>	<p>第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>

第五二類 綿及び綿織物

--	--

<p>五二・〇一―五二・〇三 五二・〇四―五二・〇七</p>	<p>第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四〇六項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・〇八―五二・一二</p>	<p>第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

<p>五三・〇一―五三・〇五 五三・〇六―五三・〇八</p>	<p>第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
------------------------------------	---

五三・〇九―五三・一一

第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

五四・〇一―五四・〇六

第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

五四〇七・一〇

第五四〇七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇八項の材料からの変更を除く。）

五四〇七・二〇―五四〇七・九四

第五四〇七・二〇号から第五四〇七・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各項及び各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

五四〇八・一〇

五四〇八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇七項の材料からの変更を除く。）

五四〇八・二一―五四〇八・三四

第五四〇八・二一号から第五四〇八・三四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇七項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各号の材料からの変更を除く。）。ただし、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各号、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各号、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各号及び各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一―五五・〇七

第五五・〇一から第五五・〇七項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

五五・〇八―五五・一一

第五五・〇八項から第五五・一一項までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第

五一・〇六項から第五一・一〇項までの各号、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各号、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第

五五・一二一五五・一六

五四〇四・九〇号、第五四・〇六項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各項及び各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第五六類 ウォツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一一五六・〇六

第五六・〇一項から第五六・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四・〇

<p>五六〇七</p>	<p>二項、第五四・〇四項、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第五六・〇七項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四・〇二・三二号、第五四・〇二・三三号、第五四・〇二・三九号、第五四・〇二・四七号、第五四・〇二・四八号、第五四・〇二・五一号から第五四・〇二・六九号までの各号、第五四・〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五六〇八・一一</p>	<p>第五六〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>五六〇八・一九―五六〇九・〇〇</p>	<p>第五六〇八・一九号から第五六〇九・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四・〇二・三二号、第五四・〇二・三三号、第五四・〇二・三九号、第五四・〇二・四七号、第五四・〇二・四八号、第五四・〇二・五一号から第五四・〇二・六九号までの各号、第五四・〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四四号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四・〇四項、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一

第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一―五九・一一	第五九・〇一項から第五九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
-------------	---

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六	第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各項及び各号のいずれかに該当す
-------------	---

る全ての非原産材料の重量の総和が当該製品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該製品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈 この類の製品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該製品について適用される規則は、当該製品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該製品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六一・〇一―六一・一七

第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の製品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該製品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇

二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該製品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該製品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈 この類の製品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該製品について適用される規則は、当該製品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該製品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六二・〇一六二・一七

第六二・〇一六二・一七項までの各項の製品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該製品が、締約国にお

いて、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びびぼろ

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六三〇一・一〇一六三〇一・二〇

第六三〇一・一〇号又は第六三〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項ま

六三〇一・三〇一六三〇三・一九

での各項の材料からの変更を除く。)及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。

第六三〇一・三〇号から第六三〇三・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

六三〇三・九一―六三〇五・一〇

第六三〇三・九一号から第六三〇五・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。

六三〇五・二〇―六三〇五・九〇

第六三〇五・二〇号から第六三〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの

変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第六三・〇六項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。

六三・〇六一六三・一〇

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びびち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、

造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇六

第六四・〇一項から第六四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇二
六五・〇四―六五・〇五
六五・〇六―六五・〇七

第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
第六五・〇四項又は第六五・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
第六五・〇六項若しくは第六五・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六五・〇六項又は第六五・〇七項の
産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一―六六・〇三

第六六・〇一項から第六六・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又
は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六六・〇一項から第六六・〇三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

第六七・〇一六七・〇四
第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）
第六八類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

第六八・〇一六八・一一
第六八・〇一項から第六八・一一項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六八・〇一項から第六八・一一項ま

<p>六八・一二・八〇―六八一二・九九</p> <p>六八・一三一六八・一五</p>	<p>での各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第六八一二・八〇号から第六八一二・九九号までの各号の産品への他の号の産品からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること(第六八一二・八〇号から第六八一二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第六八・一三項から第六八・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること(第六八・一三項から第六八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>第六九類 陶磁製品</p> <p>六九・〇一―六九・一四</p>	<p>第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること(第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第七〇類 ガラス及びその製品

<p>七〇・〇一七〇・〇六</p> <p>七〇・〇七</p> <p>七〇・〇八七〇・一七</p> <p>七〇一八・一〇</p> <p>七〇一八・二〇</p> <p>七〇一八・九〇</p> <p>七〇・一九一七〇・二〇</p>	<p>第七〇・〇一項から第七〇・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・〇一項から第七〇・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第七〇・〇八項から第七〇・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・〇八項から第七〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七〇一八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第七〇一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七〇一八・九〇号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第七〇・一九項若しくは第七〇・二〇項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・一九項又は第七〇・二〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身

辺用模造細貨類並びに貨幣

七二・〇一	第七一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七二・〇二―七二・一一	第七一・〇二項から第七一・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一・〇二項から第七一・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・一二	第七一・一二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七二・一三	第七一・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・一四・一一	第七一・一四・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一・一四・一一号の産品への関税分

第一五部 卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類 鉄鋼

<p>七二一四・一九一七二一六・二〇</p>	<p>類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七一四・一九号から第七二一六・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一四・一九号から第七一一六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七一・一七項若しくは第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一・一七項又は第七一・一八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七二〇一・一〇一七二〇三・九〇</p>	<p>第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
<p>七二・〇四</p>	

第七三類 鉄鋼製品

七二〇五・一〇一七二二九・九〇

第七二〇五・一〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七三〇一・一〇一七三二二・〇〇

第七三〇一・一〇号から第七三二二・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三〇一・一〇号から第七三二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七三・一四一七三・一五

第七三・一四項若しくは第七三・一五項の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・一四項又は第七三・一五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七三二六・〇〇一七三二〇・九〇

第七三二六・〇〇号から第七三二〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三二六・〇〇号から第七三二〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七三・二二

第七三・二二項の産品への他の項の材料からの変更又は、

<p>七三三二・一一七三三二・九〇</p> <p>七三・二三一七三・二五</p> <p>七三二六・一一七三二六・九〇</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・二二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七三二二・一一号から第七三二二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三二二・一一号から第七三二二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七三・二三項から第七三・二五項までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・二三項から第七三・二五項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七三二六・一一号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三二六・一一号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>第七四類 銅及びその製品</p> <p>七四・〇一一七四・〇三</p>	<p>第七四・〇一項から第七四・〇三項までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>

<p>七四・〇四</p> <p>七四・〇五―七四・一九</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七四・〇一項から第七四・〇三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七四・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p> <p>第七四・〇五項から第七四・一九項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七四・〇五項から第七四・一九項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---------------------------------	---

第七五類 ニッケル及びその製品

<p>七五・〇一―七五・〇二</p> <p>七五・〇三</p> <p>七五・〇四―七五・〇八</p>	<p>第七五・〇一項若しくは第七五・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七五・〇一項又は第七五・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七五・〇三項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p> <p>第七五・〇四項から第七五・〇八項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七五・〇四項から第七五・〇八項ま</p>
--	---

第七六類 アルミニウム及びその製品

での各項の製品への関税分類の変更を必要としない。）。

七六・〇一

第七六・〇一項の製品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七六・〇一項の製品への関税分類の
変更を必要としない。）。

七六・〇二

第七六・〇二項の製品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産され
る製品であること。

七六・〇三―七六・一六

第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の製品への他の項の材料からの変更又
は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七六・〇三項から第七六・一六項ま
での各項の製品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七八類 鉛及びその製品

七八・〇一

第七八・〇一項の製品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七八・〇一項の製品への関税分類の

第七九類 亜鉛及びその製品

<p>七八・〇二 七八・〇四―七八・〇六</p>	<p>変更を必要としない。) 第七八・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第七八・〇四項若しくは第七八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること(第七八・〇四項又は第七八・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七九・〇一 七九・〇二 七九・〇三―七九・〇七</p>	<p>第七九・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること(第七九・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第七九・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること(第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第八〇類 すす及びその製品

<p>八〇・〇一 八〇・〇二 八〇・〇三―八〇・〇七</p>	<p>第八〇・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八〇・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p> <p>第八〇・〇三項若しくは第八〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八〇・〇三項又は第八〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

<p>八一〇一・一〇―八一〇一・九六 八一〇一・九七</p>	<p>第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一〇一・九七号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産</p>
------------------------------------	--

八二〇一・九九一八二〇二・九六	<p>される産品であること。</p> <p>第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
八二〇二・九七	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一〇二・九七号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
八二〇二・九九一八二〇三・二〇	<p>第八一〇二・九九号若しくは第八一〇三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
八二〇三・三〇	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇二・九九号又は第八一〇三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇三・九〇一八二〇四・一九	<p>第八一〇三・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p> <p>第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
八二〇四・二〇	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八二〇四・三〇一八二〇五・二〇	<p>第八一〇四・二〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p> <p>第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの</p>

八一〇五・三〇	<p>変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一〇五・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
八一〇五・九〇一八一〇七・二〇	<p>第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八一〇七・三〇	<p>第八一〇七・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
八一〇七・九〇一八一〇八・二〇	<p>第八一〇七・九〇号若しくは第八一〇八・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇七・九〇号又は第八一〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八一〇八・三〇	<p>第八一〇八・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p>
八一〇八・九〇一八一〇九・二〇	<p>第八一〇八・九〇号若しくは第八一〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇八・九〇号又は第八一〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八二〇九・三〇	二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八一〇九・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八二〇九・九〇―八二一〇・一〇	第八一〇九・九〇号若しくは第八一一〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇九・九〇号又は第八一一〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一〇・二〇	第八一一〇・二〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八二一〇・九〇―八二一二・一二	第八一一〇・九〇号から第八一二・一二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一〇・九〇号から第八一二・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一二・一三	第八一二・一三号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八二一二・一九―八二一二・二二	第八一二・一九号若しくは第八一二・二二号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一二・一九号又は第八一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一二・二二	第八一二・二二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産

<p>八二二・二九一八二二・五一 八二二・五二 八二二・五九一八一三・〇〇</p>	<p>される産品であること。 第八一二・二九号若しくは第八一二・五一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一二・二九号又は第八一二・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八一二・五二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第八一二・五九号から第八一二・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一二・五九号から第八一二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>八二・〇一一八二・一五</p>	<p>第八二・〇一項から第八二・一五項までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八二・〇一項から第八二・一五項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第八三类 各種の卑金属製品

<p>八三・〇一―八三・一一</p>	<p>第八三・〇一項から第八三・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八三・〇一項から第八三・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	---

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

<p>八四〇一・一〇―八四一四・四〇</p>	<p>第八四〇一・一〇号から第八四一四・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四一四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四一四・五一</p>	<p>第八四一四・五一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一四・五一号の産品への関税分</p>

八四一四・五九	類の変更を必要としない。)
八四一四・六〇	第八四一四・五九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・五九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・八〇	第八四一四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一四・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・九〇	第八四一四・八〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・一〇―八四一五・八三	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・九〇―八四一七・九〇	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四一五・九〇号から第八四一七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号から第八四一七・

八四一八・一〇―八四一八・四〇 八四一八・五〇―八四一八・六九	九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 原産資格割合が五十パーセント以上であること。 第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の号の材料からの 変更又は、
八四一八・九一	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一八・五〇号から第八四一八・ 六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第八四一八・九一号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四一八・九九	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一八・九一号の産品への関税分 類の変更を必要としない。) 原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八四一九・一一	第八四一九・一一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること(第八四一九・一一号の産品への関税分 類の変更を必要としない。) 第八四一九・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四一九・一九	原産資格割合が五十パーセント以上であること(第八四一九・一九号の産品への関税分 類の変更を必要としない。) 第八四一九・二〇号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの 変更又は、
八四一九・二〇―八四一九・八九	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四一九・二〇号から第八四一九・ 八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第八四一九・二〇号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの 変更又は、

八四一九・九〇―八四二二・一九	第八四一九・九〇号から第八四二二・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
八四二二・二二	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号から第八四二二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・二二―八四二二・九九	第八四二二・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四二二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一一	第八四二二・二二号から第八四二二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・二二号から第八四二二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一九―八四二二・二〇	第八四二二・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四二二・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・三〇―八四二二・四〇	第八四二二・一九号若しくは第八四二二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一九号又は第八四二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四二二・九〇―八四三三・一一

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・三〇号又は第八四二二・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二二・九〇号から第八四三三・一一号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・九〇号から第八四三三・一一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三三・一九

第八四三三・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四三三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三三・二〇―八四三三・六〇

第八四三三・二〇号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・二〇号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三三・九〇

第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四三三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四・三四―八四・四二

第八四・三四項から第八四・四二項までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・三四項から第八四・四二項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四三・一一―八四四三・三九	第八四四三・一一号から第八四四三・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
八四四三・九一―八四四七・一二	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・一一号から第八四四三・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四七・二〇	第八四四三・九一号から第八四四七・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・九一号から第八四四七・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四七・九〇―八四四九・〇〇	第八四四七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四四七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四五〇・一一―八四五〇・一九	第八四四七・九〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四七・九〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四五〇・二〇	第八四五〇・一一号から第八四五〇・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五〇・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四五一・一〇―八四五二・八〇	<p>第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四五一・九〇	<p>第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四五二・一〇	<p>第八四五二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四五二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四五二・二一―八四七三・二九	<p>第八四五二・二一号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・二一号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四七三・三〇	<p>第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの</p>

八四七三・四〇―八四八〇・七九	変更を除く。)又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四七三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八一・一〇	第八四七三・四〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四七三・四〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八一・二〇	第八四八一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること(第八四八一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八一・三〇	第八四八一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八一・四〇	第八四八一・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること(第八四八一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八一・八〇	第八四八一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八一・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八四八一・九〇―八四八二・九九

八四八三・一〇

八四八三・二〇

八四八三・三〇―八四八三・五〇

八四八三・六〇―八四八三・九〇

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八一・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四八一・九〇号から第八四八二・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・九〇号から第八四八二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四八三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四八三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四八三・三〇号から第八四八三・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八三・三〇号から第八四八三・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四八三・六〇号若しくは第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・六〇号又は第八四八三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四・八四

第八四・八四項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四・八四項の産品への関税分類の
変更を必要としない。）。

八四・八六一八四・八七

第八四・八六項若しくは第八四・八七項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八六項又は第八四・八七項の
産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注釈 この類の規定の適用上、「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することによ
り半導体が基板上に形成される工程をいう。

八五〇一・一〇一八五二三・四〇

第八五〇一・一〇号から第八五二三・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項
以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五〇一・一〇号から第八五二三・
四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五二三・五一―八五二三・五九

第八五二三・五一号から第八五二三・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの

八五二三・八〇―八五四〇・九九	<p>変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・五一号から第八五二三・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五二三・八〇号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p>
八五四一・一〇―八五四一・五〇	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五二三・八〇号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四一・一〇号から第八五四一・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
八五四一・六〇―八五四一・九〇	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること又は、 締約国において拡散工程を経ること。</p> <p>第八五四一・六〇号若しくは第八五四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
八五四二・三一―八五四二・三九	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四一・六〇号又は第八五四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p>
八五四二・九〇―八五四三・三〇	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること又は、 締約国において拡散工程を経ること。</p> <p>第八五四二・九〇号から第八五四三・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項</p>

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

<p>八五四三・七〇</p> <p>八五四三・九〇―八五四七・九〇</p> <p>八五四八・一〇</p> <p>八五四八・九〇</p>	<p>以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四二・九〇号から第八五四三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四三・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四八・一〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。</p> <p>第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	--

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一八六・〇九

第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一八七・一六

原産資格割合が四十五パーセント以上であること。

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一八八・〇五

第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八八・〇一項から第八八・〇五項ま

第八九類 船舶及び浮き構造物

での各項の産品への関税分類の変更を必要としない。

八九・〇一―八九・〇八

第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇―九〇〇六・四〇

第九〇〇一・一〇号から第九〇〇六・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九〇〇一・一〇号から第九〇〇六・

第九一類 時計及びその部分品

<p>九〇〇六・五一―九〇〇六・五九 九〇〇六・六一―九〇三三・〇〇</p>	<p>四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇〇六・五一号から第九〇〇六・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上であること（第九〇〇六・五一号から第九〇〇六・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇〇六・六一号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九〇〇六・六一号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九一〇一・一一―九一一三・二〇 九一一三・九〇 九一・一四</p>	<p>第九一〇一・一一号から第九一一三・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九一〇一・一一号から第九一一三・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九一一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九一・一四項の産品への関税分類の</p>

変更を必要としない。）。

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九

第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七

第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション

サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

<p>九四〇一・一〇一―九四〇一・八〇</p>	<p>第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
<p>九四〇一・九〇</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇二・一〇一―九四〇四・一〇</p>	<p>第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>九四〇二・一〇一―九四〇四・一〇</p>	<p>第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p>
<p>九四〇四・二一一―九四〇四・二九</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇四・三〇</p>	<p>第九四〇四・二一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>九四〇四・三〇</p>	<p>第九四〇四・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
<p>九四〇四・三〇</p>	<p>原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関税分</p>

九四〇四・九〇

類の変更を必要としない。)

第九四〇四・九〇号の布団及び羽根布団への他の類の材料からの変更

第九四〇四・九〇号のその他の製品への他の項の材料からの変更

九四・〇五一九四・〇六

第九四・〇五項若しくは第九四・〇六項の製品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること(第九四・〇五項又は第九四・〇六項の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇三一九五・〇八

第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各々の製品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること(第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)

第九六類 雑品

九六・〇一

第九六・〇一項の製品への他の類の材料からの変更

九六・〇二一九六・〇四

第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各々の製品への他の項の材料からの変更又

第二一部 美術品、収集品及びこつとう（第九七類）

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

<p>九六・〇五 九六・〇六一九六・一八</p>	<p>は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更 第九六・〇六項から第九六・一八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九六・〇六項から第九六・一八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九七・〇一―九七・〇六</p>	<p>は、 第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>